

「富岡市福祉車両」利用上の遵守事項

富岡市福祉車両の貸出事業は、介護を必要とする高齢者や障害者等の通所・通院や買物などの日常生活を行う場合の利便性の向上を図ることとともに、行事やレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保することを目的とします。

交通事故に十分注意し、次の事項を遵守のうえ、ご利用下さい。

- 1 使用前に車両の取扱書等を熟読し、運行前点検等、適切な管理運行のもとでご利用下さい。
 - 2 運転者の体調不良の場合は、直に利用を中止して下さい。
 - 3 目的以外の使用及び第三者への転貸はできません。
 - 4 福祉車両で自動車事故が発生した場合及び破損をさせた場合は、市役所で加入している保険で対応しますが、保険の範囲外については、申請者及び運転者の責任において損害賠償していただきます。
 - 5 事故が発生した場合には、法令で定められた救命等措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を守っていただきます。
 - (1) 速やかに社会福祉協議会へ報告をすること。
 - (2) 市長が必要とする書類又は証拠となる書類を遅滞なく提出すること。
 - (3) 市長の承諾なく事故の相手方等と示談はしないこと。
 - (4) 自動車事故は、必ず警察への事故申出を行うこと。
 - (5) 遠方や高速道路上で事故が発生した場合は、必要に応じて J A F へ連絡すること。
 - 6 福祉車両の利用料は無料とするが、燃料は利用者の負担とする。
 - 7 福祉車両返却の際は、ガソリンを満杯に補給し、清掃をして返却すること。
- なお、**「ガソリン給油券(レシート)」を返却時に社会福祉協議会に提示して下さい。**
- 8 福祉車両の破損箇所等無いかよく確認のうえ、鍵を返却すること。

連絡先

月から金

富岡市社会福祉協議会

電 話 0 2 7 4 - 7 0 - 2 2 3 2

土日・祝日・年末年始

富岡市役所（福祉課障害福祉係）

電 話 0 2 7 4 - 6 2 - 1 5 1 1